

矢作川総合南部地区 南部幹線水路芦谷工区その2工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|------------------|---|-----|
| 第1章 総 則 | <p>矢作川総合南部地区南部幹線水路芦谷工区その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> | |
| 第2章 工事内容 | | |
| 1. 目 的 | <p>本工事は、矢作川総合南部地区突発事故復旧事業計画書に基づき南部幹線水路芦谷工区その2工事を実施するものである。</p> | |
| 2. 工事場所 | <p>愛知県額田郡幸田町芦谷地内</p> | |
| 3. 工事概要 | <p>本工事は、南部幹線水路の改修工事で、その概要は以下のとおりである。</p> <p>水路延長 L=75.35m</p> <p>施工始点 測点 STA35+82.60</p> <p>施工終点 測点 STA36+57.95</p> <p>内訳</p> <p>管水路 L=75.40m</p> <p>ダクタイル鋳鉄管 ALW形 2種 φ900mm</p> <p>鋼管 異形管 93° 曲管 φ900mm</p> <p>空気弁 1式</p> <p>原形復旧 1式</p> | |
| 4. 工事数量 | <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。</p> | |
| 第3章 施工条件 | | |
| 1. 工程制限 | <p>1) 仮設ヤード内に着手できるのは、令和7年10月を想定している。</p> <p>2) 管体工事は10月中旬に本管の通水の断水を行ってから工事を実施する。</p> <p>3) 上記1)～2)の工程制限に変更があった場合は別途協議する。</p> | |
| 2. 施工しない時間帯 | <p>原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> | |
| 3. 工事期間中の休業日の休業日 | <p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。</p> | |
| 4. 施工しない日 | <p>原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇（8月14日～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）</p> <p>ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|------|------|-------|------|------|-------|------|--|--|-------|-------|-------|----|---|---|-----|---------|--|--|-------|--|
| 5. 現場技術員 | <p>施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。</p> <p>なお、氏名等については、別に通知する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4章 現場条件 | 1) 本工事の施工場所の土質は、「礫質土」を想定している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 土 質 | 2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 関連工事 | <p>本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分な連絡・調整を行い工事工程に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>・矢作川総合南部地区 南部幹線水路桐山工区その1工事（仮称） （施工予定時期 令和7年9月～令和8年3月）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 第三者に対する措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 騒音及び振動対策 | <p>騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>また、住民から苦情等があった場合には、内容をよく聞取るとともに、速やかに監督職員に報告するものとする。</p> <p>なお、別途対策等を講じる必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 保安対策 | <p>1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。</p> <p>なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。（いわゆる交通誘導員B）</p> <p>なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1818 1281 1995"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>員数</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員</th> <th>配置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦谷山ノ田</td> <td>終始点部</td> <td></td> <td></td> <td>10月上旬</td> </tr> <tr> <td>大入1号線</td> <td>各1名/日</td> <td>昼間</td> <td>無</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>施工時</td> <td>(計2名/日)</td> <td></td> <td></td> <td>12月上旬</td> </tr> </tbody> </table> | 配置場所 | 員数 | 昼夜別 | 交代要員 | 配置期間 | 芦谷山ノ田 | 終始点部 | | | 10月上旬 | 大入1号線 | 各1名/日 | 昼間 | 無 | ～ | 施工時 | (計2名/日) | | | 12月上旬 | |
| 配置場所 | 員数 | 昼夜別 | 交代要員 | 配置期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芦谷山ノ田 | 終始点部 | | | 10月上旬 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大入1号線 | 各1名/日 | 昼間 | 無 | ～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施工時 | (計2名/日) | | | 12月上旬 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | | 備 考 | | | | | | | | |
|--------------------|--|-------------|----|---|--------------------|-----|-----|-------|----|-----|-------|-------|----|--|
| | 芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線 施工時 | 終点部 1名/日 | 昼間 | 無 | 12月上旬 ～ 1月中旬 | | | | | | | | | |
| (3) 交通対策 | 町道芦谷山ノ田大入1号線及び芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線の工事施工範囲は、工事の施工中において全面通行止め（終日）とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 防塵対策 | また、町道芦谷山ノ田大入1号線と芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線が交わる交差点部については、施工期間中（19日想定）において全面通行止め（終日）とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 地下埋設物及び横断構造物対策 | 防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 地下埋設物及び横断構造物対策 | 工事の施工範囲及び進入路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 | | | | | | | | | | | | | |
| 第5章 指定仮設 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 工事用進入路 | 本工事の施工においては、幸田町町道芦谷萩1号線、芦谷山ノ田大入1号線、芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線、及び芦谷狭間芦谷山ノ田1号線を現場搬入道路として利用することとしているので、使用に先立ち路面の状況及び破損状況を確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 建設発生土受入地 | 1) 建設発生土受入地は、額田郡幸田町地内を想定しており、搬出予定量は次のとおりである。 | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1491 624 1525">名称</th> <th data-bbox="628 1491 842 1525">地先名</th> <th data-bbox="847 1491 1061 1525">搬出予定量</th> <th data-bbox="1066 1491 1278 1525">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1532 624 1565">調整中</td> <td data-bbox="628 1532 842 1565">幸田町地内</td> <td data-bbox="847 1532 1061 1565">220m3</td> <td data-bbox="1066 1532 1278 1565">放土</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 名称 | 地先名 | 搬出予定量 | 適用 | 調整中 | 幸田町地内 | 220m3 | 放土 | |
| 名称 | 地先名 | 搬出予定量 | 適用 | | | | | | | | | | | |
| 調整中 | 幸田町地内 | 220m3 | 放土 | | | | | | | | | | | |
| | 2) 建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打ち合わせにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 排水路水替工 | 本工事によって撤去する排水路に代わり水替工により排水を行う。 設置場所：愛知県額田郡幸田町芦谷地内 排水施設：排水ポンプ φ50mm 1台 仮設排水施設の運転は商業用電力とし常時の排水とする。 なお、ポンプの稼働状況により実績変更対象とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 給水工 | 本工事によって断水するため、下流のハウス施設等に農業水を供給する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>5. 土留工</p> <p>6. 仮設ヤード工</p> | <p>設置場所：別途監督職員より指示する。 給水施設：給水ポンプ φ50 mm 1台 ポンプの運転は施設管理者により行うものとするが給水方法に変更となった場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、ポンプの稼働状況により実績変更対象とする。</p> <p>本工事の施工区間（芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線）の施工に当たっては、建込み簡易土留工により施工するものとする。 地質その他施工条件等により、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>仮設ヤードは、図面に基づき設置するものとし、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 なお、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを考えている。</p> | |
| <p>第6章 工事用地等</p> | | |
| <p>1. 発注者が確保している用地</p> <p>2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地</p> <p>3. 工事用地等の使用及び返還</p> | <p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。 工事用地等は、雑物が混入しないよう土木シートを敷設し、その上に敷鉄板を布設しなければならない。</p> <p>受注者が、前項の工事用地等以外に確保する場合には、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p> <p>前項に示す発注者が確保している用地については、工事完了後に地権者等への返還を予定している。 当該用地の返還に当たっては、関係者立会いのもと実施するものとし、監督職員が地権者等から徴する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。 なお、返還に当たって、地権者等から原形復旧への苦情等があった場合は、監督職員と協議のうえ、誠意をもってこれに対応するものとする。</p> | |
| <p>第7章 工事中電力</p> | <p>本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p> | |
| <p>第8章 工事中材料</p> | | |
| <p>1. 規格及び品質</p> | <p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、共通仕様書に定めるほか次のとおりである。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001</p> <p>2) 管材</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------------------|---------------------------|---------------|----------------|----------------|----|----|----------|----|---|----|------|---|--|-------|-------|----|-------|--------|-------------|--------|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|----|-------------|----------|-----|----------|-------|-----|--------------|-----|---------|----|----------|----------|-------|----------|----------|-------|----|----------|-------|---------|---------------------|-----------------|-----------|------|--------|----------|-------|----|--|
| <p>2. 見本又は資料の提出</p> <p>3. 監督職員の検査又は試験</p> | <p>①ダクタイル鋳鉄管 ALW形 2種 φ900mm t=8.0mm JDPA G 1053 内面：シリカエポキシ樹脂塗装 JDPA G 1053-20 外面：合成樹脂塗装 JDPA G 1053-20</p> <p>②鋼管 異形管 93° 曲管 φ900mm JIS G 3443 異種管継輪 K形継輪 (ダクタイル鋳鉄管×鋼管) φ900mm</p> <p>3) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 539 1315 685"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>水セメント比 W/C (%)</th> <th>記号</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>65以下</td> <td>N</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) アスファルト混合物 アスファルト合材 再生密粒度アスファルト混合物(13)</p> <p>5) その他 埋設物表示テープ 幅15cm ダブル ポリエチレン製 黄色 (文字入り)</p> <p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="456 1093 1273 1568"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山砂</td> <td>粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書、粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>試験成績書、配合計画書</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>試験成績書、配合表</td> </tr> <tr> <td>アスファルト乳剤</td> <td>試験成績書、配合表</td> </tr> <tr> <td>管材</td> <td>試験成績書、カタログ等</td> </tr> <tr> <td>鋼管 (異形管)</td> <td>製作図</td> </tr> <tr> <td>シート、マット類</td> <td>カタログ等</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>カタログ又は試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="456 1693 1273 2020"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>鋼管 (異形管)</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>継輪</td> <td>外観・形状・寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、空気量、 圧縮強度試験</td> <td>現場搬入時 又はプラント</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>合材温度</td> <td>初期締固め時</td> </tr> <tr> <td>シート、マット類</td> <td>寸法・外観</td> <td>抽出</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 呼び強度 (N/mm ²) | スランプ (cm) | 粗骨材の最大寸法 (mm) | 水セメント比 W/C (%) | 記号 | 目的 | 無筋コンクリート | 18 | 8 | 40 | 65以下 | N | | 材 料 名 | 提 出 物 | 山砂 | 粒度分布表 | 石材及び骨材 | 試験成績書、粒度分布表 | コンクリート | 試験成績書、配合計画書 | アスファルト混合物 | 試験成績書、配合表 | アスファルト乳剤 | 試験成績書、配合表 | 管材 | 試験成績書、カタログ等 | 鋼管 (異形管) | 製作図 | シート、マット類 | カタログ等 | テープ | カタログ又は試験成績書等 | 材料名 | 検査・試験項目 | 備考 | ダクタイル鋳鉄管 | 外観、形状、寸法 | 現場搬入時 | 鋼管 (異形管) | 外観、形状、寸法 | 現場搬入時 | 継輪 | 外観・形状・寸法 | 現場搬入時 | 生コンクリート | スランプ、空気量、 圧縮強度試験 | 現場搬入時 又はプラント | アスファルト混合物 | 合材温度 | 初期締固め時 | シート、マット類 | 寸法・外観 | 抽出 | |
| | 種類 | 呼び強度 (N/mm ²) | スランプ (cm) | 粗骨材の最大寸法 (mm) | 水セメント比 W/C (%) | 記号 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無筋コンクリート | 18 | 8 | 40 | 65以下 | N | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材 料 名 | 提 出 物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山砂 | 粒度分布表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石材及び骨材 | 試験成績書、粒度分布表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンクリート | 試験成績書、配合計画書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アスファルト混合物 | 試験成績書、配合表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アスファルト乳剤 | 試験成績書、配合表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管材 | 試験成績書、カタログ等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鋼管 (異形管) | 製作図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| シート、マット類 | カタログ等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テープ | カタログ又は試験成績書等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材料名 | 検査・試験項目 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ダクタイル鋳鉄管 | 外観、形状、寸法 | 現場搬入時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鋼管 (異形管) | 外観、形状、寸法 | 現場搬入時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 継輪 | 外観・形状・寸法 | 現場搬入時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生コンクリート | スランプ、空気量、 圧縮強度試験 | 現場搬入時 又はプラント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アスファルト混合物 | 合材温度 | 初期締固め時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| シート、マット類 | 寸法・外観 | 抽出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|--------|----------|--------|----|----|------|----------------|--|--|-------|------|------------|--|----------|-----|------|------------|--|--|----------|------|------------|--|--|-------|-----|-----|-----------|-------|----|---------------|---------------|----|--|
| <p>第9章 施 工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 基準点等</p> <p>(2) 検測又は確認（施工段階確認）</p> <p>(3) 舗装切断時に伴う排水等の処理</p> <p>2. 再生資源等の利用</p> <p>3. 建設資材廃棄物等の搬出</p> | <p>本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="411 542 1276 967"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期</th> <th>遠隔確認対象</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削</td> <td>地質状況</td> <td>初期床付け完了時、地質変化時</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管体基礎工</td> <td>厚さ、幅</td> <td>初期施工段階で1ヶ所</td> <td></td> <td>厚さは基床厚のみ</td> </tr> <tr> <td>路盤工</td> <td>幅、厚さ</td> <td>初期施工段階で1ヶ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スラストブロック</td> <td>幅、高さ</td> <td>初期施工段階で1ヶ所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないように工事用掃除機にて適切に回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="411 1272 1276 1518"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン(13)</td> <td>表層</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守すること。</p> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> | 工種 | 確認内容 | 確認時期 | 遠隔確認対象 | 備考 | 掘削 | 地質状況 | 初期床付け完了時、地質変化時 | | | 管体基礎工 | 厚さ、幅 | 初期施工段階で1ヶ所 | | 厚さは基床厚のみ | 路盤工 | 幅、厚さ | 初期施工段階で1ヶ所 | | | スラストブロック | 幅、高さ | 初期施工段階で1ヶ所 | | | 資 材 名 | 規 格 | 備 考 | 再生クラッシュラン | RC-40 | 路盤 | 再生加熱アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン(13) | 表層 | |
| 工種 | 確認内容 | 確認時期 | 遠隔確認対象 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 掘削 | 地質状況 | 初期床付け完了時、地質変化時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管体基礎工 | 厚さ、幅 | 初期施工段階で1ヶ所 | | 厚さは基床厚のみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 路盤工 | 幅、厚さ | 初期施工段階で1ヶ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スラストブロック | 幅、高さ | 初期施工段階で1ヶ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資 材 名 | 規 格 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生クラッシュラン | RC-40 | 路盤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン(13) | 表層 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | | | 備 考 |
|-----------------|---|----------------------------|--------------------|----------------------|-----|
| | 建設資材廃棄物 | 処理施設名 | 住所 | 事業区分 | |
| | アスファルト殻 | 中部保全(株) | 愛知県額田郡幸田町坂崎字与荒子 26 | 中間処理業者 | |
| | コンクリート殻 (無筋) | 中部保全(株) | 愛知県額田郡幸田町坂崎字与荒子 26 | 中間処理業者 | |
| | 混合廃棄物 (FRPM管) | 中部保全(株) | 愛知県額田郡幸田町坂崎字与荒子 26 | 中間処理業者 | |
| | 廃プラ | 中部保全(株) | 愛知県額田郡幸田町坂崎字与荒子 26 | 中間処理業者 | |
| | 汚泥 (舗装切断排水) | (株)日邦 | 愛知県安城市里町高根 4 番地 85 | 中間処理業者 | |
| 4. 特定建設資材分別解体等 | 本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 | | | | |
| | 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 | |
| | | ①仮設 | 仮設工事 ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 | |
| | | ②土工 | 土工 ■有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 | |
| | | ③基礎 | 基礎工事 ■有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 | |
| | | ④本体構造 | 本体構造の工事 ■有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 | |
| | | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 □有 ■無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 | |
| | | ⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻等) | その他の工事 ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 | |
| 5. 土工 (1) 掘削 | ■が該当する部分である。 | | | | |
| | 1) 掘削土は、埋戻しに流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4) 基礎掘削に当たっては、基礎面を過掘しないよう留意し、やむをえず過掘した場合は良質土を用いて十分締固めを行うものとする。 | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------|---|-----|
| (2) 埋戻 | <p>1) 管頂上 60cm までの埋戻しは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30cm まではコンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、所定の密度となるよう締固めなければならない。</p> <p>2) 管頂上 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、所定の密度となるよう締固めなければならない。</p> | |
| (3) 試掘調査 | <p>芦谷山ノ田大入 1 号線及び芦谷蛤沢芦谷山ノ田 1 号線の交わる施工範囲である交差点部には、南部幹線水路である地下埋設物（鋼管異形管）が埋設されているが、詳細な位置、形状等が不明なため、試掘を行い、現状を確認しなければならない。</p> <p>なお、試掘調査の結果が鋼管図と異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> | |
| 6. 基礎工 | | |
| (1) 管体基礎 | <p>1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。</p> <p>2) 基礎部及び管側部の締固め区分はⅡとする。</p> <p>3) 基礎部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、振動コンパクタにより、所定の密度で締固めなければならない。</p> <p>4) 管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、コンパクタ・ランマ等により、所定の密度で締固めなければならない。</p> <p>なお、機械による締固めが困難な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。</p> | |
| 7. 管体工 | | |
| (1) ダクタイル ル鋳鉄管 | <p>1) 管種 ALW 形 2 種 呼径 900mm</p> <p>2) 塗覆装 ALW 管の内面は、JDPA G 1053（ALW 形ダクタイル鋳鉄管）により塗装しなければならない。</p> <p>3) IP. 44 呼径 900mm 93° 9' 鋼製異形曲管 STW400 t=7.0mm</p> <p>4) 切管 切管の最小長さは、1.0m 以上とする。 切管は、管種に合わせた管端の処理をしなければならない。</p> <p>5) 接合方法 ALW 形管接合に係る接合要領は、JDPA W20（ALW 形、ダクタイル鋳鉄管接合要領書）による。</p> <p>6) 管割図 施工に先立ち管割計画及び管割計画図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> | |
| (2) 鋼管 | <p>1) 仕 様 呼径 900 mm STW400 t=7.0 mm 内面：液状エポキシ樹脂塗装 外面：長寿命形外面プラスチック被覆</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|--|-----|
| (3) 継輪 | 1) 異種管継輪 K形継輪 (ダクタイル鋳鉄管×鋼管) 呼径 900 mm | |
| (4) 埋設表示テープ | 埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm の位置に埋設表示テープを設置するものとする。 | |
| 8. 舗装工 | | |
| (1) 路盤工 | 路盤工は、施工条件にあった敷均し機械等により路盤材を敷均し、施工条件にあった機種で締固めをしなければならない。 | |
| (2) 舗装工 | 1) アスファルト舗設工 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート (アスファルト乳剤 PK-3) 126 リットル/100m ² 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 | |
| 9. 区画線工 | 区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。 | |
| 10. 電柱移設について | 本工事の芦谷蛤沢芦谷山ノ田 1 号線に隣接箇所に電柱が設置されている名古屋国道事務所所有の通信ケーブル及び電柱について、本工事にて支障になるため、本工事内で電柱を建柱し光ケーブルの移設しなければならない。 なお、電柱移設に係る設計業務も含む。 | |
| 11. 原形復旧工 | 工事用地等の原形復旧方法は、次に示すとおりとする。 | |
| (1) 原形復旧の方法 | 1) 耕地については、土木シート及び敷鉄板撤去後、事前に実施した測量図に基づいて、農耕用トラクター等により耕起を行うものとする。 2) 耕地の復旧に当たり、基盤面の沈下等により原形地盤高さまでの復旧が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。 | |
| 第 10 章 施工管理 | | |
| 1. 主任技術者等の資格 | 主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-10 に規定する (1) 又は (3) の資格を有するものでなければならない。 | |
| 2. 施工管理の追加項目 | 1) 継目試験 テストバンドによる継目試験を全継手箇所で行うものとする。 また、テストバンドにかける試験水圧は、0.8MPa で、これを 5 分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。 なお、試験の結果により漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督 | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>3. 工事写真における黒板情報の電子化について</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(4) 写真の納品</p> | <p>職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2) 施工管理項目 施工管理項目及び管理方法については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 通水試験の立会 受注者は、本工事完成後に施設管理者が行う通水確認の際に立会うものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2撮影記録における出来高管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>(5) 費用</p> <p>第 11 章 条件変更 の補足説明 (1) 補足説明</p> <p>(2) 設計変更 等</p> | <p>へ提出するものとする。</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の 写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる 場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更 に該当する 主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 掘削土の土質及び地質の変化 2) 軟弱地盤、転石等の出現 3) 湧水等の出現 4) 表土の補充量 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）、地下工作物の出現 6) 関係機関、施設管理者又は第三者との協議 7) 遠隔確認の試行を行う場合 8) その他、本仕様書に定めのないもの <p>受注者は、設計変更が生じ設計変更に必要な測量、数量計算及び設計図書の作 成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。 なお、その経費については、監督職員と協議するものとする。</p> | |
| <p>第 12 章 公共事 業関係調査 に対する協 力</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力 するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを 行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、 その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前 に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 | |
| <p>第 13 章 その他 1. 契約後 VE 提案</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1) 定義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、 設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額 を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が 発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 <ol style="list-style-type: none"> ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工 方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事 目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| | <p>ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>イ) 工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) VE 提案書の提出</p> <p>① 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書(土) 様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)</p> <p>ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項</p> <p>カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE 提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書 様式 6-5)により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|----------------------|--|-----|
| | <p>VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> | |
| 2. 電子納品 | <p>事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 | |
| 3. 配置予定監理技術者等の専任期間 | <p>請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入、試掘調査期間又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。</p> <p>また、現場への専任期間については契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>ただし、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」発出日）とする。</p> | |
| 4. ワンデーレスポンス実施に関する事項 | <p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。</p> <p>「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは、午前中に協議が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議が行われたものは、翌日中に回答するものとする。</p> <p>ただし、原則として閉庁日は除く。</p> | |
| 5. 工事の施工効率向上対策 | <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------|--|-----|
| 6. 現場環境の改善の試行 | <p>説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。</p> <p>3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>4) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | |
|------------|---|------|--------------|-------|--|------|---|------|---|--|
| 7. 現場環境改善費 | <p>ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1400 1254 1966"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1400 608 1444">計上項目</th> <th data-bbox="608 1400 1254 1444">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1444 608 1653">仮設備関係</td> <td data-bbox="608 1444 1254 1653"> ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1653 608 1827">営繕関係</td> <td data-bbox="608 1653 1254 1827"> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1827 608 1966">安全関係</td> <td data-bbox="608 1827 1254 1966"> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 </td> </tr> </tbody> </table> | 計上項目 | 実施する内容（率計上分） | 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 | 営繕関係 | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 | 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 | |
| 計上項目 | 実施する内容（率計上分） | | | | | | | | | |
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 | | | | | | | | | |
| 営繕関係 | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 | | | | | | | | | |
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | | 備 考 |
|--------------|------|--|-----|
| 8. 週休2日による施工 | 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 | |
| | | <p>1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。</p> <p>2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|------------------------------------|-----|------|----------|------|-----------|------|-----------|------|---|--|
| 9. 週休2日の促進 | <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="493 497 1254 763"> <tr> <td></td> <td>4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8日/28日) 以上)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.02</td> </tr> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金現場閉所率28.5%(8日/28日)以上額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <table border="1" data-bbox="456 1839 1273 2040"> <tr> <td> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </td> </tr> </table> | | 4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8日/28日) 以上) | 労務費 | 1.02 | 機械経費（賃料） | 1.02 | 共通仮設費（率分） | 1.02 | 現場管理費（率分） | 1.02 | <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> | |
| | 4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8日/28日) 以上) | | | | | | | | | | | | |
| 労務費 | 1.02 | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費（賃料） | 1.02 | | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費（率分） | 1.02 | | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費（率分） | 1.02 | | | | | | | | | | | | |
| <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------------------------|--|-----|
| 10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について | <p>② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。 <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。] </div> <p>○事業（務）所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] </div> <p>③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] </div> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|----------------------------|---|-----|
| 11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について | <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">運搬費：建設機械の運搬費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> | |
| 12. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 | <p>工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。</p> | |
| 13. 建設副産物情報交換システムの利 | <p>本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------|-----|-----------|-----|--------|-----|------|--|-----|--|
| 14. 再生資源利用計画 | <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> | | | | | | | | | | |
| 15. 再生資源利用促進計画 | <p>1) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記に記載した事項（1）で示した搬出先の名称及び所在地、搬出量及び2）で示した確認事項）を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令などに基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> | | | | | | | | | | |
| 16. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について | <p>次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="454 1601 1236 1713"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調 達 地 域 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22mm</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>簡易土留</td> <td></td> <td>知多市</td> </tr> </tbody> </table> | 資 材 名 | 規 格 | 調 達 地 域 等 | 敷鉄板 | t=22mm | 知多市 | 簡易土留 | | 知多市 | |
| 資 材 名 | 規 格 | 調 達 地 域 等 | | | | | | | | | |
| 敷鉄板 | t=22mm | 知多市 | | | | | | | | | |
| 簡易土留 | | 知多市 | | | | | | | | | |
| 17. 1日未満で完了する作業の積算 | <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|------------------------------------|---|-----|
| <p>19. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p> | <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（%）＝真夏日率×補正係数※ ※ 補正係数：1.2</p> | |
| <p>20. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）</p> | <p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>21. 令和6年9月20日から の大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について</p> | <p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>[事業(務) 所長]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日から の大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日から の大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日から の大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </div> | |
| <p>22. CORINS への登録</p> <p>第14章 情報化施工技術の活用について</p> <p>1 適用</p> <p>2 定義</p> <p>3 協議・報告</p> | <p>技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書 の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。</p> <p>1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。</p> <p>2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。 対象は、土工を含む工事とする。 ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICT建設機械による施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出含む)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に次の4～9による情報化施工技術活用工事を行うことができる。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|------|--|-----|
| 4 施工 | <p>情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。</p> <p>1) 3次元起工測量</p> <p>受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、監督職員と協議の上、情報化施工を活用する。</p> <p>ア TS等光波方式を用いた起工測量 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量 エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>2) 3次元設計データ作成</p> <p>受注者は、設計図書や1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3) ICT建設機械による施工</p> <p>受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ICT建設機械による施工においては、受注者は、2) で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。</p> <p>○3次元MC又は3次元MG建設機械</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術（MC）又は、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いて実施する。</p> <p>○ICT建設機械による施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MCブルドーザ、MCバックホウ ・MGブルドーザ、MGバックホウ <p>4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>受注者は、3) による工事の施工管理において、次のア～ケから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。</p> <p>ア TS等光波方式を用いた出来形管理 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>5 使用機器類</p> <p>6 3次元設計データ</p> <p>7 確認及び検査</p> <p>8 情報化施工技術活用工事の費用</p> <p>第15章 定め無き事項</p> | <p>ウ UAV空中写真測量を用いた出来形管理 エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 キ RTK-GNSSを用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ケ モバイル端末を用いた出来形管理</p> <p>5) 3次元データの納品 4) により確認された3次元施工管理データを、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品とする。</p> <p>上記4 1)～5)の施工を実施するために使用する機器類は、受注者が調達するものとし、施工に必要なデータは、受注者が作成しなければならない。使用するソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCAD データを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書についても、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与する。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <p>上記4 1)～5)でICT機器に入力した3次元設計データについては、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。</p> <p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により、計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。 また、発注者からの指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p> <p>この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> | |

令和7年度

矢作川総合第二期農地防災事業

矢作川総合南部地区 南部幹線水路芦谷工区その2工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|------------------|------------------|----------------|-----|-----|
| 1. 土工 | | | | |
| (1)作業土工 | | | | |
| 掘削 | | m3 | 500 | |
| 土砂等運搬 | | m3 | 240 | |
| 整地 | | m3 | 240 | |
| 路体（築堤）盛土・埋戻 | | m3 | 140 | |
| 埋戻 | 構造物周辺（管頂～30cm） | m3 | 30 | |
| 埋戻 | 構造物周辺（管頂30～60cm） | m3 | 50 | |
| 法面整形工 | | m ² | 30 | |
| (2)作業残土処理工 | | | | |
| 積込（ルーズ） | | m3 | 220 | |
| 作業残土処理 | 建設発生土 | m3 | 220 | |
| 2. 構造物撤去工 | | | | |
| (1)構造物取壊し工 | コンクリート取壊し | | | |
| コンクリート構造物取壊し | スラストブロック | m3 | 7.2 | |
| コンクリート構造物取壊し | 張りコンクリート | m3 | 0.4 | |
| 殻運搬 | | m3 | 7.6 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | | m3 | 7.6 | |
| (2)構造物取壊し工 | As舗装 | | | |
| 舗装版切断 | | m | 14 | |
| 舗装版破砕 | | m ² | 193 | |
| 殻運搬 | | m3 | 9.7 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | | m3 | 9.7 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | | m3 | 1.0 | |

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|------------------|------------------|----------------|--------|-----|
| (3)既設管撤去工 | | | | |
| 既設管切断 | | 箇所 | 17.000 | |
| 既設管撤去 | FRPM管、φ900、L=4m | m | 66.5 | |
| 既設異形管撤去 | | m | 8.900 | |
| 殻運搬 | | m ³ | 5.1 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | 既設FRPM管 | ton | 8.2 | |
| (4)マンホール撤去 | | | | |
| 既設マンホール撤去 | | 式 | 1.000 | |
| (5)排水路撤去 | | | | |
| 排水路撤去工 | | m | 3.000 | |
| 3. 管体基礎工 | | | | |
| (1)砂基礎工 | | | | |
| 基面整正 | | m ² | 160 | |
| 法面整形 | | m ² | 50 | |
| 砂基礎 | 山砂（SP相当品以上） | m ³ | 29 | |
| 砂基礎 | 山砂（SP相当品以上） | m ³ | 92 | |
| 4. 管体工 | | | | |
| (1)ダクティル鋳鉄管布設工 | | | | |
| ダクティル鋳鉄管 | | m | 66.5 | |
| 鋼管 | 異形管93° 曲管 Φ900mm | m | 8.900 | |
| 異種管継輪 | | 本 | 3 | |
| 5. 付帯工 | | | | |
| (1)埋設物表示工 | | | | |
| 埋設表示テープ | | m | 75.400 | |

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|----------------|----|----------------|---------|-----|
| (2)急速空気弁設置 | | | | |
| 空気弁設置 | | 基 | 1.000 | |
| (3)マンホール設置工 | | | | |
| マンホール設置 | | 式 | 1.000 | |
| (4)スラストブロック設置工 | | | | |
| コンクリート型枠 | | m ² | 14 | |
| コンクリート | | m ³ | 7.2 | |
| 6. 復旧工 | | | | |
| (1)排水路復旧 | | | | |
| 排水路設置工 | | m | 3.000 | |
| (2)張りコンクリート設置工 | | | | |
| コンクリート型枠 | | m ² | 1.170 | |
| コンクリート | | m ³ | 0.4 | |
| (3)アスファルト舗装工 | | | | |
| 下層路盤 (車道・路肩部) | | m ² | 192 | |
| 表層 (車道・路肩部) | | m ² | 192 | |
| 不陸整正 | | m ² | 192.000 | |
| (4)区画線工 | | | | |
| 区画線工 (白) | | 式 | 1.000 | |
| 7. 仮設工 | | | | |
| (1)仮設土留・仮締切工 | | | | |
| たて込み簡易土留 | | m | 61.900 | |
| (2)安全費 | | | | |
| 交通誘導警備員 | | 人 | 60 | |

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|------------------|----------|----------------|--------|-----|
| 交通誘導警備員 | | 人 | 17 | |
| (3)仮設ヤード整備工 | | | | |
| 土木シート | 土木シート | m ² | 2,025 | |
| 敷鉄板 | 設置～賃料～撤去 | m ² | 1,947 | |
| 殻運搬（産業廃棄物処分費） | | m ³ | 0.8 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | 土木シート | ton | 0.3 | |
| 原形復旧（耕起） | | 式 | 1.000 | |
| (4)仮設排水施設 | | | | |
| 排水ポンプ（仮設） | 6以上～30未満 | 箇所 | 1 | |
| 土のう設置、撤去 | | 式 | 1.000 | |
| (5)給水設備 | | | | |
| 給水ポンプ（仮設） | 6以上～30未満 | 箇所 | 1.000 | |
| (6)電力設備工 | | | | |
| 受電設備 | | 式 | 1.000 | |
| 配電設備 | | 式 | 1.000 | |
| 分電設備 | | 式 | 1.000 | |
| 8. その他 | | | | |
| (1)運搬費 | | | | |
| 共通仮設（積上げ） | | | | |
| 運搬費 | | | | |
| 仮設材輸送 | | ton | 336.17 | |
| 仮設材輸送 | | ton | 23.00 | |
| (2)準備費 | | | | |
| 試掘 | | | | |

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|------------------|-------|----------------|--------|-----|
| 試掘 | 交差点部 | | | |
| 表層切断 | | m | 11.000 | |
| 表層破碎 | | m ² | 6.000 | |
| 破碎帯積込 | | m ² | 6.000 | |
| 試掘掘削 | | m ³ | 18.540 | |
| 埋戻 | | m ³ | 17.640 | |
| 路盤工 | | m ² | 6.000 | |
| 表層工 | | m ² | 6.000 | |
| 殻運搬 | | m ³ | 0.300 | |
| 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費） | | m ³ | 0.3 | |
| (3)技術管理費 | | | | |
| 共通仮設（積上げ） | | | | |
| 技術管理費 | | | | |
| 継目試験 | DCIP管 | 箇所 | 12 | |